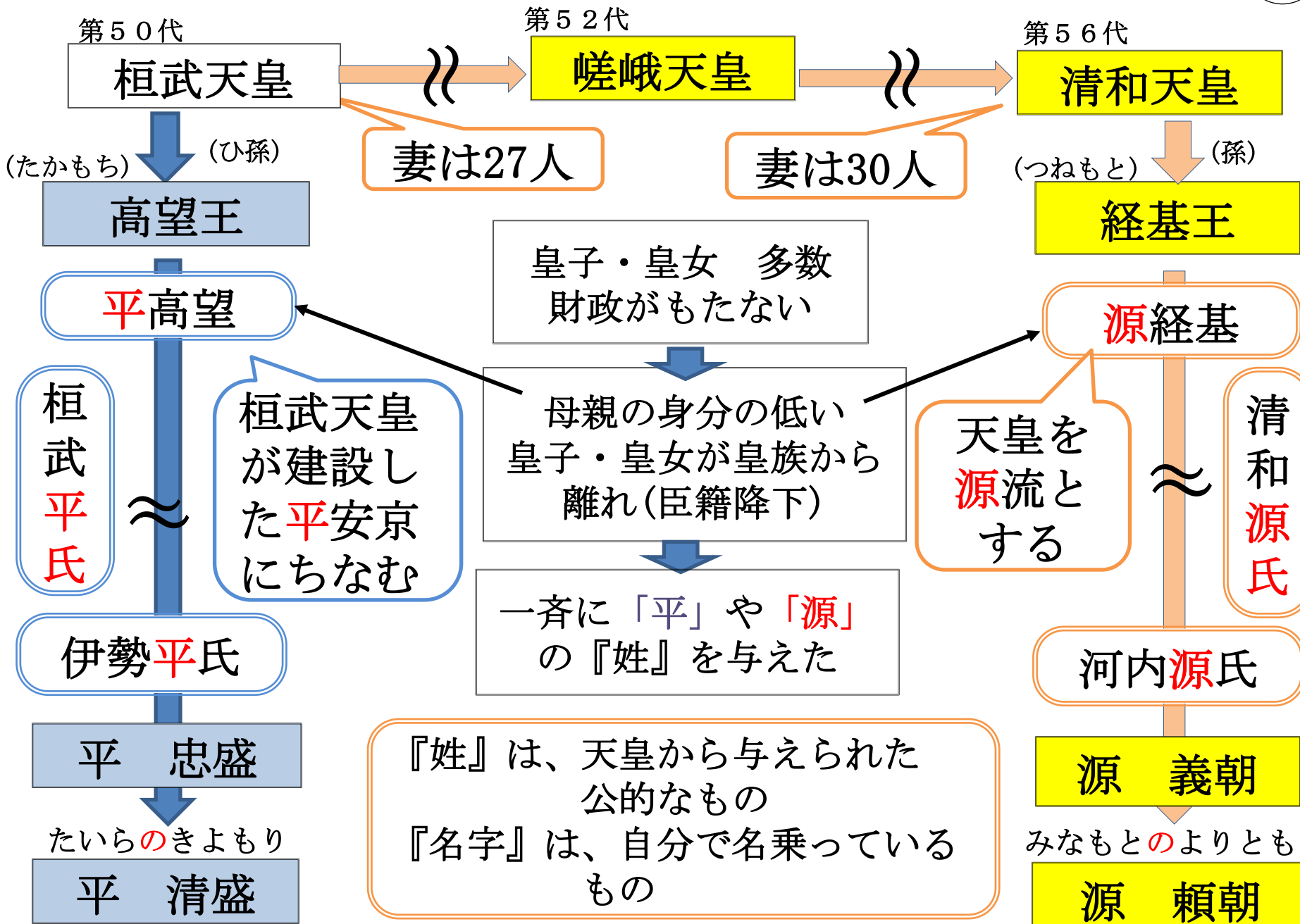


# 天皇家から連なる平氏と源氏



# 頼朝と義経

第56代

清和天皇

≈

河内源氏

源 為義

源 義朝

熱田大宮司  
藤原季範の娘

(すえのり)

女子

常盤御前

朝 長

義 平

義 経

初代将軍

源 頼朝

北条政子

実 朝

3代将軍

頼 家

2代将軍

大 姫

公 暁

一 幡

平治の乱後、官位  
従五位下・右兵衛権佐を授かる  
(うひょうえごんのすけ) (13歳)  
⇒佐殿(すけどの)  
父、義朝は、嫡男の座を与える

**院宣** (いんぜん) …上皇からの命令を受けた院司が、奉書形式で発給する文書

**宣旨** (せんじ) …天皇の命令などを太政官を通して伝達するための文書

**綸旨** (りんじ) …天皇の意志を蔵人(くろうど:天皇の秘書)が承って伝える形式の文書 (太政官を通さない)

**令旨** (りょうじ) …皇后・皇太后・親王・王などが命令・意志を伝えるための文書

### 政所(まんどころ)

- 幕府の財政管理
- 非御家人、庶民などの身分の低い者たちの裁判
- 文書の発給
- 初代別当は大江広元

### 侍所(さむらいどころ)

- 守護・地頭を支配
- 刑事裁判
- 戦時下では、軍務を司る

梟首(きょうしゅ)⇒さらし首

謀殺(ぼうさつ)⇒あらかじめ計画して殺す

誅殺(ちゅうさつ)⇒罪を咎めて殺す

### 知行国(ちぎょうこく)制度

皇族や上級貴族、寺社などに一国の支配権や徴収権を与え、その国からの収益を得られるようにした制度です。その国の知行国主は、近親者などを「国司」に推薦し(赴任せず)、現地には「目代」(代理人)を派遣して国務に当たらせ税の徴収などを行った。平家もこの制度で財政基盤を築いていた。全国に32か国あった。

「いっしょけんめい」は、「昔、武士が賜った『一か所』の領地を『命を懸(か)けて』守り、それを生活の頼りにして生きたこと」に由来する。

【木曾義高】 寿永3年4月(1184)

木曾義仲の嫡男、義高は、頼朝・政子の娘・大姫と婚約していたにもかかわらず、義仲と頼朝が対立した結果、頼朝の命令で家人により殺害された。

政子は、夫の措置に納得できず、**義高を討った郎従を探し出し、梟首(きょうしゅ・さらし首)**している。

本領安堵  
新恩供与

【頼 家】 正治元年8月(1199)

安達盛長(十三人)の子・安達景盛の妾にほれ込んで景盛が留守中に横取りした。

当然、景盛は怒ったが、頼家は景盛を誅罰すると言い出した。

その時、政子は「景盛を殺す前に私を殺せ」と体をはって暴走を止めた。

御家人たちの間に「**将軍より強いのは政子だ**」という認識が広まり、政子は御家人たちの信頼を勝ち取っていく。

- 将軍としての素質に問題
- けまり遊びに没頭

【 源 義 経 】

○父⇒源義朝(平治の乱で平清盛に負ける) ○母⇒常盤御前(後に、義経のため  
1184年2月 一ノ谷の合戦(鴨越)で勝利、京へ戻る 平清盛の側室となる)

1184年8月 検非違使(けびいし・京の治安維持)に任官 ※頼朝の許可を得ず

1185年3月 屋島の合戦・壇ノ浦の戦いで勝利、平氏滅亡  
※頼朝の許可を得ず、後白河法皇の出陣命令で出陣した。  
⇒後に、頼朝と義経との間に軋轢が生じる。

同 4月 京へ凱旋 27歳

同 5月 無実主張のため鎌倉へ向うが、鎌倉の入り口で足止めされ、京へ戻る  
①天皇を連れて帰れず ②三種の神器を持ち帰れず  
③後白河法皇から官位(御厩司\*みまやのつかさ) ※頼朝に連絡せず

同 10月 義経は、朝廷に頼朝追討の宣旨を発給させるが、援軍200騎余り  
船で九州を目指すが、暴風に見舞われ散り散りになる。

同 11月 頼朝は、後白河法皇に義経追討の勅許(ちよつきよ)を得る。  
さらに、武士の為の国づくりのため、全国に守護・地頭の設置を認め  
させ、平氏の領地を源氏の御家人に与え、鎌倉幕府が成立する。

守護 ⇒ 軍事・警察を司る行政官  
地頭 ⇒ 土地の管理、年貢の取り立て

1185  
いいはこ つくろう  
かまくらばくふ

※義経は、京を出て逃亡生活  
吉野の吉水神社で15日間滞在(静御前\*白拍子、吉野で別れたのち、  
頼朝に捕まり、鎌倉へ)

1189年4月30日 奥州平泉で藤原泰衡に攻められ自害する。(31歳)

## 鎌倉幕府成立時期の六つの説

- (1) 治承4年年末(1180) 頼朝が鎌倉に居を構え、侍所を設け、南関東などを実質的支配に成功したとき
- (2) 寿永2年10月(1183) 頼朝の東国支配権が朝廷から事実上の承認を受けたとき
- (3) 元暦元年10月(1184) 鎌倉に公文所と問注所が設けられたとき
- (4) **文治元年11月(1185) 頼朝が守護・地頭の任命権などを獲得したとき**
- (5) 建久元年11月(1190) 頼朝が右近衛大将(うこんえのたいしょう)に任命されたとき
- (6) 建久3年 7月(1192) 頼朝が征夷大將軍に任命されたとき

守護 ⇒ 軍事・警察を司る行政官

地頭 ⇒ 土地の管理、年貢の取り立て

**1185**

(いいはこ 創ろう 鎌倉幕府)